

総合リハビリテーション支援拠点整備基本計画（仮称）の策定（中間案）について

令和5年12月
健康福祉部

1 策定の趣旨

高齢化の進展によるリハビリテーション需要の増加、障害者の生活支援等におけるリハビリテーションの果たす役割の拡大等に対応するため、総合リハビリテーション支援拠点の整備に向け、求められる機能・役割を明確化し、既存施設の見直しも含めた施設整備の指針としての基本計画を策定する。

2 策定の方向性

基本構想を踏まえ、新たな拠点で求められる機能を4つの柱で整理

（1）府内全域のリハビリテーションの推進

- ◇先進的なリハビリテーションの提供
- ◇リハビリテーション人材の育成

（2）高齢者・障害者等施設機能の強化

- ◇入所者対応の充実
- ◇入所者の地域移行、社会復帰・社会参加の推進

（3）施設間の連携強化による専門性の向上、サービス提供体制の充実

（4）施策効果の府域全体への波及・横展開の促進

- ◇府内のリハビリテーション提供施設や市町村介護予防事業への支援
- ◇府域全体の施設機能の向上

3 今後のスケジュール

令和5年 12月 パブリックコメント

令和6年 2月 府議会（常任委員会）最終案報告

総合リハビリテーション支援拠点整備基本計画(仮称)中間案(概要)

1 策定の背景

- ◇高齢化の進展に伴うリハビリテーション需要の増加
- ◇障害児・者や高齢者等の生活支援、地域移行推進
- ◇府立福祉施設（心身障害者福祉センター及び洛南寮）の充実

2 基本理念

「障害児・者や高齢者等が地域で安心して生活できる共生社会の実現」

- ◇総合的なリハビリテーションの拠点として、先進的リハビリテーションの取組やモデル事業の実施、リハビリテーションに携わる医師や専門職の人材育成により、府内のリハビリテーション機能の向上を図る。
- ◇誰もが地域で安心して生活できるように支援体制を構築し、施設入所者の地域移行を促進する。

3 整備すべき機能の方向性

- ◇4つの柱ごとに求められる機能・役割を明確化
- ◇拠点内の各施設が医療・福祉・介護面で有機的に連携し、地域移行を推進

(1) 府内全域のリハビリテーションの推進

- ◇先進的なリハビリテーションの提供
 - ・附属リハ病院の診療体制充実、環境整備
 - ・在宅生活や就労に向けたリハビリテーションの充実
 - ・障害者スポーツの医科学サポートの実施
 - ・最新の介護機器・福祉用具等の展示
- ◇リハビリテーション人材の育成
 - ・リハビリテーション専門職等に対する卒後教育
 - ・医療・介護・福祉の多職種連携に向けた研修会

(2) 高齢者・障害者等施設機能の強化

- ◇入所者の地域移行、社会復帰・社会参加の推進
 - ・地域移行のための支援、就労支援の充実
 - ・緊急入所対応の充実
 - ・体育館でのスポーツ活動

◇入所者対応の充実

- ・入所者の処遇向上、感染症対策の強化
- ・先進技術の活用
- ・医療的ケアやリハビリテーションの充実
- ・スポーツとリハビリテーションの連携による身体機能の維持・向上

(3) 施設間の連携強化による専門性の向上、サービス提供体制の充実

- ・各施設間の専門職員同士の連携による人的資源の効率化や専門性の向上
- ・附属リハ病院と高齢者・障害者等施設が連携したサービス提供

(4) 施策効果の府域全体への波及・横展開の促進

◇府内のリハビリテーション提供施設や市町村介護予防事業への支援

- ・オンラインを活用したリハビリテーション人材研修の府域全体への展開
- ・拠点内の先進的な取組、モデル事業、入所者の処遇改善事例、地域移行に関する好事例等の情報提供
- ・市町村の介護予防事業へのリハビリ専門職の参画による支援

◇府域全体の施設機能の向上

- ・困難事例への対応や先進事例等の関連施設への情報共有
- ・在宅生活を支援する福祉用具・住宅改修に係る相談援助

【参 考】

府立福祉施設（心身障害者福祉センター及び洛南寮）の概要

施設種別	現行定員	備考
・心身障害者福祉センター		城陽市内（昭和53年建設）
施設入所支援・生活介護	50名	
短期入所	1名	空床利用型
附属リハビリテーション病院	25名	整形外科、リハ科、神経内科等
その他（体育館、生活訓練事業所、相談支援事業所等）	—	体育館で障害者スポーツを実施
・洛南寮		京田辺市内（昭和57年建設）
養護老人ホーム	100名	
救護施設	100名	